

「出雲市不育症治療費助成金交付要綱」の改正について

1. 改正の理由

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、平成27年に要綱を制定し、不育症治療費助成を行っている。

現要綱では、2回以上の流産（習慣性流産を含む）又は死産（妊娠21週まで）の既往症を要件として助成を行っている。

近年、医療技術の進歩により、流産・死産の既往回数を問わず、不育症の治療が行われている。また、生殖医療専門医からは現行の要件に限らず、不育症と診断され治療している患者も助成の対象として欲しいとの要望があった。

このことから、この度、不育症治療費助成の対象者を拡大するよう要綱を改正するものである。

2. 要綱の改正（助成対象要件の拡充）

流産の回数や死産の週数による要件を撤廃し、専門医に診断されたことをもって助成の対象とする。

3. 施行期日

令和元年7月1日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

4. 参考

【令和元年度見込み件数】

- ・制度開始以降、申請者の治療医療機関は県立中央病院・島根大学医学部附属病院のみ。
- ・要件拡充による対象者は10名程度と見込まれる。

【適用拡充の周知】

- ・不育症検査・治療実施医療機関への説明
- ・出雲市ホームページへの掲載
- ・医療機関、健康増進課・各行政センター窓口でのリーフレット配布

【実績】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度(見込み)
助成件数(件)	7	3	5	6	15
出産件数(件)	7	2	3	5	—
助成総額(円)	422,070	160,100	286,420	473,810	64,000円×15人
1件あたりの平均助成額(円)	60,296	53,367	57,284	78,968	63,924 (H27~30年度の平均助成額)